243
受付
25.8
小郡三井医師会

福県医発第３９２号（地）
令和２年５月７日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　松　田　峻一良
（公　印　省　略）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」およびＱ＆Ａについて

今般、厚生労働省より各都道府県、指定都市及び中核都市宛て「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」の事務連絡がなされ、同事務連絡の保護者が新型コロナウイルスに感染したことにより入院した場合の対応についてＱ＆Ａが作成された旨、日本医師会を通じて、周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事　田中泰之
会長　島田昇二郎

（健Ⅱ71）
令和２年４月２４日

都道府県医師会担当理事　殿

日本医師会常任理事
平川　俊夫

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」およびＱ＆Ａについて

今般、厚生労働省より、各都道府県、指定都市及び中核都市宛て「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」の事務連絡がなされ、同事務連絡の保護者が新型コロナウイルスに感染したことにより入院した場合の対応について Q&A が作成されたことから、本会宛て周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知方について、ご高配のほどお願い申し上げます。

（別添）
・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に関するＱ＆Ａについて（令和 2 年 4 月 23 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）
・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について（令和 2 年 4 月 10 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・母子保健課事務連絡）

事　務　連　絡
令和２年４月 23 日

公益社団法人日本医師会　御中

厚生労働省医政局総務課

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に関する Q&A について

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課より別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区児童福祉主管部局あてに通知が発出されておりますので、貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事　務　連　絡
令和２年４月２３日

都道府県
各　指定都市　児童福祉主管部局　御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に関するＱ＆Ａについて

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、様々な対策が講じられている中、児童相談所及び市町村における支援対象児童等への対応について、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」（令和２年４月10日付け事務連絡）を発出したところです。

当該事務連絡のうち、保護者が新型コロナウイルスに感染したことにより入院した場合等の対応について、別添のとおり、Ｑ＆Ａを作成いたしましたので、参照していただきますよう、お願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

（別添）

保護者が新型コロナウイルスに感染したことにより入院した場合等の対応等に関するＱ＆Ａ

問　令和２年４月 10 日付け事務連絡では、「児童福祉部門と衛生部門が連携し、都道府県、市町村のほか、関係施設等で相談の上で、役割分担等の子どもの保護の対応について、検討」を行うこととされているが、具体的にどのような対応が考えられるのか。

（答）

【子どもが濃厚接触者となった場合の保護について】

○　子どもが新型コロナウイルス陽性の保護者と濃厚接触した場合に、検査結果が陰性であったり、検査対象となっていない（検査結果待ちを含む）ときは、基本的には自宅で待機していただくこととなる。こうした場合に、保護者の代わりに、親族等に子どもの養育や健康管理をお願いすることとなるが、養育が可能な親族等がおらず、子どもだけでは自宅での生活や健康管理が困難な場合も想定される。

○　上記のような場合に、子どもの保護について、衛生部門から児童福祉部門に相談が行われることも想定されるが、例えば、
（１）児童養護施設等において実施される子育て短期支援事業を利用すること
（２）一時保護所で一時保護を行うこと
（３）児童養護施設等に一時保護委託を行うこと
が考えられる。
　また、子どもの症状等を踏まえ、衛生部門と協議の上、保護者の入院先の医療機関へ子どもの一時保護委託について相談することも考えられる。

【子どもを保護する施設における感染拡大防止のための留意点について】

○　こうした子どもを保護する施設においては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」（令和２年４月７日付け事務連絡）等に基づき、
・原則として、個室で対応すること
・保健所により濃厚接触者とされた子どもと、その他の子どもの対応に当たって、可能な限り、担当職員を分けて対応すること
・使い捨て手袋、マスクを着用すること。咳き込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用すること
など、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等への適切な対応を実施し、感染防止に万全を図る必要がある。

【受け入れ先の確保について】

○　子どもの受け入れ体制については、各地域の実情が様々であると考えられることから、子どもを迅速に保護できるよう、あらかじめ、児童福祉部門と衛生部門が連携し、都道府県、市町村のほか、関係施設等で相談の上で、上記の対応等も参考にした上、役割分担や子どもの保護の対応を決定し、準備を進めておく必要がある。

○　受け入れ先については、他の子どもへの感染を防止する観点から、既存の一時保護所等の活用が難しい場合には、時限的な措置として、自治体の設置している施設の一部を専用の一時保護委託先として活用することや、既存の施設（宿泊施設を含む。以下同じ。）を一時保護所の一部として転用すること等の工夫を行うことも考えられる。

○　既存の施設を一時保護所の一部として転用する場合においては、当該施設単体で、児童福祉法施行規則第 35 条の基準（※）を満たす必要はないが、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」（令和２年４月７日付け事務連絡）等に基づく取組を適切に実施するとともに、一時保護所と緊密に連携し、当該施設における子どものケアが適切に行われることが必要である。

（※）　児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 35 条（同条の規定に基づき、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第７章）を準用）及び児童相談所運営指針（平成２年３月５日付け厚生省児童家庭局長通知）第９章第１節（２）第２節（３）

○　こうした対応に当たっては、「「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（※）」等に係る児童養護施設等に対する財政措置等について（令和２年４月７日事務連絡）」において、仮設による居室の設置等を図る場合の補助事業をお示ししているので、ご承知おきいただきたい。

（※）新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

【事業内容】感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費

【対象施設】児童相談所一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親　等

【補助基準額】8,000 千円

【補助割合】　国：　1/2　→　10/10（補助率の嵩上げについて補正予算に計上）

事　務　連　絡
令和２年４月 10 日

都道府県
各　指定都市　児童福祉主管部局・母子保健主管部局　御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、要保護児童対策地域協議会等における支援対象児童等への対応について」（令和２年３月４日付け事務連絡）を発出し、学校の休業等を踏まえ、子どもの生活環境の変化に伴う支援対象児童等の状況の変化の把握に努めるとともに、必要な支援に取り組んでいただいているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、外出自粛等が行われている状況の中、今後、生活不安やストレスによるＤＶ被害等の増加も懸念されます。

こうした中、今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき、緊急事態宣言が行われたこと等を踏まえ、下記の内容に留意の上、支援が必要な子どもや家庭に適切に対応していただきますよう、お願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

記

１．支援対象児童等の状況の変化の確認

要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童及び特定妊婦（以下「支援対象児童等」という。）について、実務者会議や個別ケース検討会議の開催のほか、各ケースの主たる支援機関となっている機関との連絡等により、支援対象児童等の状況の把握を行う体制を改めて確認し、引き続き、状況の変化の把握に遺漏なきよう、お願いいたします。

この際、地域の実情を踏まえつつ、以下の取組等を参考に、児童相談所又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が教育委員会をはじめとする学校関係者・関係機関との連携体制等を協議し、学校現場での取組等を活用して得た児童の情報の共有を

図り、適切な支援につなげるための取組を検討いただきますよう、お願いいたします。

（参考例）
- 休校期間中に設けられた登校日において、教職員等が支援対象児童等と面会し、状況の聞き取りを行うこと
- 学校が生徒に配布したタブレット等のＩＣＴ機器を用いた通信手段（チャット等）による状況の確認を行うこと
- 学校に配置されているスクールソーシャルワーカー等が電話等により児童生徒の心のケアなど必要な支援を行うこと　等

また、市町村の母子保健主管部局や子育て世代包括支援センターにおける相談支援及び保健師の訪問指導等の母子保健事業等においても、生活環境の変化による児童虐待等のリスクに留意し、支援対象児童等を把握した場合には、市町村の児童福祉主管部局、子ども家庭総合支援拠点又は児童相談所に情報提供を行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、状況の変化の確認を行う中で、状況が悪化していると判断した場合、児童相談所及び市町村は、支援内容の見直しを行うなど、支援対象児童等に、適切な支援を講じることが必要です。特に、特定妊婦については、養育支援訪問事業等による適切な支援につなげていただくよう、お願いいたします。

２．児童虐待の通報に係る周知や子育てに関する啓発等

子どもや家庭をめぐる生活環境の変化により、児童虐待が発生するおそれがあることから、改めて児童虐待の通報先（児童相談所虐待対応ダイヤル「１８９」等）について、住民や関係機関に周知を行うとともに、育児疲れ等の相談についても、適切な支援につなげるよう、必要な対応を行うことが必要です。

また、本年４月１日に、体罰の禁止を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 46 号）が施行されたことを踏まえ、体罰によらない子育てを社会全体で進めるための広報に取り組んでいただいているところですが、啓発用のリーフレット等も活用し、子育ての工夫や子育て支援の相談窓口も含め、より一層の広報・啓発に取り組んでいただくよう、お願いいたします。

さらに、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談に対して、ＳＮＳ等を活用した相談窓口の設置等も検討いただきますよう、お願いいたします。この対応に当たり、令和２年度予算において、相談窓口の開設・運用するための補助（ＳＮＳ等相談事業）に必要な予算を計上しています。

（参考）＜ＳＮＳ等相談事業＞
（児童虐待・DV 対策等総合支援事業）
【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】１自治体当たり 38,679 千円
※同一機関においてＤＶ相談も併せて行う場合の加算：28,979 千円
【補助率】　国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

３．児童虐待防止施策とＤＶ防止施策との連携強化

今後、外出自粛の長期化等に伴うＤＶの増加も懸念されることから、ＤＶ事案については、児童相談所・市町村と配偶者暴力相談支援センター等の関係機関が連携し、迅速な情報共有を行い、適切な支援につなげるよう、一層の連携強化をお願いいたします。

なお、令和２年度予算において、婦人相談所に児童相談所等の関係機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置する経費を計上していますので、これも有効に活用しつつ、連携体制の強化をお願いいたします。

（参考）＜ＤＶ対応・児童虐待対応連携強化事業＞
（児童虐待・DV 対策等総合支援事業）
【実施主体】　都道府県、婦人相談所を設置している指定都市
【補助基準額】１か所当たり 6,217 千円
【補助率】　国：1/2、都道府県、婦人相談所を設置している指定都市：1/2

４．市町村が実施する子育て支援に関する事業の活用等

市町村の子ども家庭総合支援拠点等を通じて、支援が必要な子どもや家庭を把握し、育児疲れを抱える保護者に対する子育て短期支援事業や養育支援事業等のほか、令和２年度に創設した子育て支援訪問事業などの子育て支援に関する事業に適切につないでいくよう、お願いいたします。

また、市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業等を活用して、子ども家庭総合支援拠点の設置や体制強化等に取り組んでいただくよう、お願いいたします。

（参考）＜子育て支援訪問事業＞
（児童虐待・DV 対策等総合支援事業）
【事業内容】
・継続的な関わりが必要な家庭に対し、訪問等を通じて、育児用品等（ミルクや食材等を含む。）を配布する取組について補助
【実施主体】　市町村
【補助基準額】１人当たり 8 千円
【補助率】　国：1/2、市町村：1/2

５．児童福祉施設等における感染予防対応等

児童福祉施設及び一時保護所等においては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」（令和２年４月７日付け事務連絡）等を踏まえ、「３つの密」を避けることや消毒を徹底すること等の感染防止や、感染が発生

した場合における感染拡大防止について、適切な対応をお願いいたします。

６．保護者が新型コロナウイルス感染により入院した場合等の対応

保護者が新型コロナウイルスの感染のため病院に入院した場合、衛生部門において、同居していた子ども等の入院措置や、自宅・宿泊での療養、待機等につき必要な判断が行われることとなりますが、親族等による保護が難しい場合には、子どもの保護について、衛生部門から児童相談所への相談も想定されます。こうした場合における子どもの迅速な保護ができるよう、あらかじめ、児童福祉部門と衛生部門が連携し、都道府県、市町村のほか、関係施設等で相談の上で、役割分担等の子どもの保護の対応について、検討を行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、令和２年度予算においても、一時保護所や児童養護施設等における居室等を空間的に分離するための個室化等の環境改善事業を計上しています。

（参考）＜児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業＞

（児童虐待・DV 対策等総合支援事業）

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市　等

【補助基準額】１か所当たり　800 万円

【補助率】　　１／２

※児童養護施設のほか、児童相談所及び一時保護所等も補助対象となっている。